

小教区評議会中心の教会



一番左の絵は、小教区評議会が中心的な働きをしている小教区の姿を表している。これまでの2つの絵と比較して大きく変化したところが2つあげられる。

第1に、主任司祭が聖堂の中心におらず、左側の信徒グループと一緒に座っており、このグループが小教区評議会を表している。

第2に、これまでの絵では聖堂中心に立っている司祭の方へ向かっていた点線が、小教区評議会の方へ向かっている。



結果、これまでの主任司祭主導の小教区運営から、小教区評議会中心の運営へと変わり、この評議会の場で、主任司祭が評議員たちの意見を傾聴しながら、小教区内の様々なことからに関して、より充実した決断をくだせるようになった。

初期の段階で、小教区評議会のメンバーは、自分たちを司祭の「お手伝い」をする単なる協力者だと考える傾向が強かったものの、現在では、多くの小教区評議会が活発な活動を展開し、小教区活動で從来は司祭の役目とみなされていたことからでも、信徒にできることであれば、互いに分担しあっている。

例、信徒が要理クラスを担当、典礼の準備、ミサの中の種々の役割分担、社会的な奉仕活動

小教区評議会の歴史

第2バチカン公会議以来この55年の間に、小教区評議会またはそれに近い形の組織が多く的小教区に導入されてきた。

第2バチカン公会議で出された16の公文書、そのほとんどで、信徒の役割が強調された。

さらに、「信徒使徒職に関する教令」26項では、教会の使徒的活動を助けるため、教区および小教区における「評（協）議会設置の必要性」もあわせて強調された。

公会議終了20年近くを経た1983年には、その精神に基づいた新教会法が発効され、その中（第536条）ではさらに、司教が必要と判断した教区における小教区司牧評議会の設置が義務付けられた。この新教会法発効後、世界中の教区で、教区司牧評議会や小教区司牧評議会設置の動きが進められていった。

鹿児島教区の動き

鹿児島教区においては、1969年（昭和44年）里脇司教の下で教区評議会が発足、1982年（昭和57年）糸永司教の下で小教区評議会の教区全域での設置が決められ、「主任司祭を中心とし行う小教区司牧に信徒が意見と実施協力をもって積極的に参加するものである」と狙いが明記されている。（司祭向け「司牧ノート」19号参照）

教区評議会が1983年の新教会法発布より14年も先行したのは実に画期的な出来事であったといえるでしょう。

次のステップ

小教区評議会発足からこれまで、38年間に大きな変化があった。

具体的には、主任司祭が小教区評議会の中で信徒と一緒に話し合っていること。

しかし、これまで掲示してきた3つのタイプの教会（上記の絵・「小教区評議会中心の教会」、「主任司祭中心の教会」、「活動団体中心の教会」）の絵を見くらべてみると、小教区それ自体はそれほど変化していないことに気がつく。「小教区評議会中心の教会」になったことは、これまでの教会の歩みからすれば大変革であったことは事実ですが、この評議会も、まだ大多数の信徒に大きな影響力を及ぼすまでには成長していないように思える。



小教区はさらに新たな段階に進む時期、「いま」を迎えているのではないでしょうか